

土壌調査結果一覧

■土壌溶出量

	特定有害物質の種類	定量下限値	指定基準	分析結果（mg/L）	
				No. 6 表層 （1m, 2m, 3m）	No. 6 杭 （1m, 2m, 3m, 4m, 5m）
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.0003	0.003以下	<0.0003	<0.0003
	六価クロム化合物	0.01	0.05以下	<0.01	<0.01
	シアン化合物	0.1	検出されないこと	検出されず*	検出されず*
	水銀及びその化合物	0.0005	0.0005以下かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	0.0005	検出されないこと	検出されず*	検出されず*
	セレン及びその化合物	0.002	0.01以下	<0.002	<0.002
	鉛及びその化合物	0.005	0.01以下	<0.005	<0.005
	砒素及びその化合物	0.005	0.01以下	0.008	0.011
	ふっ素及びその化合物	0.05	0.8以下	0.28	0.28
	ほう素及びその化合物	0.05	1以下	<0.05	<0.05

■土壌含有量

	特定有害物質の種類	定量下限値	指定基準	分析結果（mg/kg）	
				No. 6 表層 （1m, 2m, 3m）	No. 6 杭 （1m, 2m, 3m, 4m, 5m）
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	1	45以下	<1	<1
	六価クロム化合物	2	250以下	<2	<2
	シアン化合物（遊離シアン）	5	50以下	<5	<5
	水銀及びその化合物	1	15以下	<1	<1
	セレン及びその化合物	2	150以下	<2	<2
	鉛及びその化合物	10	150以下	<10	<10
	砒素及びその化合物	1	150以下	2	2
	ふっ素及びその化合物	10	4000以下	40	40
	ほう素及びその化合物	10	4000以下	<10	<10

備考1：土壌溶出量および土壌含有量の指定基準は、「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年12月26日環境省令第29号）別表第四、第五に準拠した。

備考2：「<」とは、定量下限値を下回ったことを表す。

備考3：「検出されず」とは、当該試験方法において定量下限値を下回ったことを表す。

備考4：ハッチング箇所は基準不適合を表す。

■土壌溶出量

	特定有害物質の種類	定量下限値	指定基準	分析結果（mg/L）	
				No. 7 表層 （1m, 2m, 3m）	No. 7 杭 （1m, 2m, 3m, 4m, 5m）
第一種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.0003	0.003以下	<0.0003	<0.0003
	六価クロム化合物	0.01	0.05以下	<0.01	<0.01
	シアン化合物	0.1	検出されないこと	検出されず*	検出されず*
	水銀及びその化合物	0.0005	0.0005以下かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	0.0005	検出されないこと	検出されず*	検出されず*
	セレン及びその化合物	0.002	0.01以下	<0.002	<0.002
	鉛及びその化合物	0.005	0.01以下	<0.005	<0.005
	砒素及びその化合物	0.005	0.01以下	<0.005	<0.005
	ふっ素及びその化合物	0.05	0.8以下	0.45	0.27
	ほう素及びその化合物	0.05	1以下	<0.05	<0.05

■土壌含有量

	特定有害物質の種類	定量下限値	指定基準	分析結果（mg/kg）	
				No. 7 表層 （1m, 2m, 3m）	No. 7 杭 （1m, 2m, 3m, 4m, 5m）
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	1	45以下	<1	<1
	六価クロム化合物	2	250以下	<2	<2
	シアン化合物（遊離シアン）	5	50以下	<5	<5
	水銀及びその化合物	1	15以下	<1	<1
	セレン及びその化合物	2	150以下	<2	<2
	鉛及びその化合物	10	150以下	<10	<10
	砒素及びその化合物	1	150以下	1	1
	ふっ素及びその化合物	10	4000以下	20	20
	ほう素及びその化合物	10	4000以下	<10	<10

備考1：土壌溶出量および土壌含有量の指定基準は、「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年12月26日環境省令第29号）別表第四、第五に準拠した。

備考2：「<」とは、定量下限値を下回ったことを表す。

備考3：「検出されず」とは、当該試験方法において定量下限値を下回ったことを表す。

■土壌溶出量

	特定有害物質の種類	定量下限値	指定基準	分析結果（mg/L）	
				No. 8 表層 （1m, 2m, 3m）	No. 8 杭 （1m, 2m, 3m, 4m, 5m）
第一種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.0003	0.003以下	<0.0003	<0.0003
	六価クロム化合物	0.01	0.05以下	<0.01	<0.01
	シアン化合物	0.1	検出されないこと	検出されず*	検出されず*
	水銀及びその化合物	0.0005	0.0005以下かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	0.0005	検出されないこと	検出されず*	検出されず*
	セレン及びその化合物	0.002	0.01以下	<0.002	<0.002
	鉛及びその化合物	0.005	0.01以下	<0.005	<0.005
	砒素及びその化合物	0.005	0.01以下	<0.005	<0.005
	ふっ素及びその化合物	0.05	0.8以下	0.06	0.08
	ほう素及びその化合物	0.05	1以下	<0.05	<0.05

■土壌含有量

	特定有害物質の種類	定量下限値	指定基準	分析結果（mg/kg）	
				No. 8 表層 （1m, 2m, 3m）	No. 8 杭 （1m, 2m, 3m, 4m, 5m）
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	1	45以下	<1	<1
	六価クロム化合物	2	250以下	<2	<2
	シアン化合物（遊離シアン）	5	50以下	<5	<5
	水銀及びその化合物	1	15以下	<1	<1
	セレン及びその化合物	2	150以下	<2	<2
	鉛及びその化合物	10	150以下	<10	<10
	砒素及びその化合物	1	150以下	<1	<1
	ふっ素及びその化合物	10	4000以下	10	10
	ほう素及びその化合物	10	4000以下	<10	<10

備考1：土壌溶出量および土壌含有量の指定基準は、「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年12月26日環境省令第29号）別表第四、第五に準拠した。

備考2：「<」とは、定量下限値を下回ったことを表す。

備考3：「検出されず」とは、当該試験方法において定量下限値を下回ったことを表す。

備考：調査地の3地点を対象に1から5mの深度の土壌を採取し、それぞれの地点で1，2，3mの混合試料と1，2，3，4，5mの混合試料を分析した結果